

特定歴史的公文書に係る 業務について(報告)

歴史博物館企画担当・史料担当

特定歴史的公文書の選別・移管・利用状況

令和5年度 歴史博物館が選別・移管を受けた歴史的公文書

保存文書(集中管理文書、令和4年度末保存期間満了)	116件
保管文書(各課保存、令和5年度末保存期間満了)	413件
電子文書(令和4年度末保存期間満了)	24件

令和6年度分について、選別・移管作業を順次実施中

特定歴史的公文書利用・公開

(1)目録公開

令和4年度当初	明治～昭和年代簿冊	2,199点掲載
令和5年度当初	昭和～平成年代簿冊を追加	計9,462点掲載

(2)利用請求実績

令和5年度	40件	102点	
内訳			
	大学教員	2件	22点
	学生・院生	29件	57点
	一般利用	9件	23点
			明治20年代尼崎町庶務関係書類等
			昭和36年尼崎市大気汚染対策関係書等
			昭和50年代～平成初期尼崎市交通局文書等

【参考】

令和6年度実績(令和6年1月まで) 21件 54点

大学教育との連携による利用促進実績(令和6年度実績)

近畿大学、追手門学院大学、大阪大学アーキビスト養成・アーカイブズ学研究コース

特定歴史的公文書の選別・移管・利用状況

特定歴史的公文書利用・公開(続き)

(3)電子化

令和5年度電子化文書…令和4年度移管文書 225点

(4)ウェブ公開

尼崎市立歴史博物館デジタルアーカイブ 令和5年10月10日公開

令和5年度末の公開資料件数 202件

特定歴史的公文書 97件掲載(尼崎町役場文書全件)

簿冊ごとの全頁のPDF画像を掲載、利用制限箇所はマスキング処理

(このほかの内訳:市内指定文化財・登録文化財43件、古文書類29件、地図33件)

※令和6年度中に新たに特定歴史的公文書37件を追加

大正5年～昭和20年代の尼崎市役所文書の一部

特定歴史的公文書の選別・移管・利用状況

永年文書見直しに係る業務

保存期間30年経過文書について選別作業を行い、移管もしくは延長の措置を決定する。
(令和6年4月から施行、令和5年度9月統括文書管理課長通知により運用開始)

(1)作業期間

30年間程度を想定

※当初3年間程度を予定していたが、令和5年～6年度にかけて実際に作業を実施した結果、
年間1,000冊程度が妥当であると判明したため、想定の作業期間を大幅に延長した。

(2)対象(令和5年度末現在で30年以上を経過している保存期間が「永年(現30年)」のもの)

保存文書 29,207件

保管文書 13,835件

電子文書 該当なし

(3)作業内容

- ①永年簿冊台帳入力、②簿冊の所在調査、③現物と永年簿冊台帳の照合、④歴史的公文書評価選別
- ⑤措置の方針リスト作成、⑥選別基準DB作成

(4)移管された旧永年文書の保管場所

歴史博物館3階書庫

すでに明治～昭和期特定歴史的公文書約2千件を保管しており、

古文書・近現代資料及び図書の整理・移動を行い旧永年文書の保管場所を確保する。

ただし、今後数年で満杯になる見込みであることから、庁内で検討を進めていく必要がある。